

# 第4次 魚沼市財政計画

前期財政計画（令和8年度～令和12年度）

後期財政計画（令和13年度～令和17年度）

令和8年2月  
魚 沼 市



# 目 次

はじめに	2
I 計画策定の基本的な考え方	3
1 計画策定の背景と目的	
2 計画期間及び対象会計	
3 計画の策定方法	
4 計画の見直し	
II 過去の財政状況	4
1 歳入歳出の推移	
2 地方交付税等の推移	
3 市債残高及び公債費の推移	
4 基金残高の推移	
5 財政力指数の推移	
6 健全化判断比率等の推移	
III 更なる行財政改革の推進	12
1 推計方法	
2 財政見通しの概要	
3 行財政改革の推進	
4 取り組むべき課題	
5 目標値の設定	

## はじめに

本市は、平成 16 年 11 月の市制施行時に策定した「新市建設計画」や「第一次魚沼市総合計画」に基づき、各種施策及び事業を積極的に実施することにより、将来に向けた安全・安心なまちづくりを進めてきました。

平成 26 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までを計画期間とする「第 3 次魚沼市財政計画」を平成 26 年 3 月に策定し、複雑・多様化する住民サービスや新たに発生する行政需要への対応と、効果的・効率的な行政サービスの構築に取り組んできたところです。

その後、平成 28 年度から始まる「第二次魚沼市総合計画」及び「第 3 次魚沼市行政改革大綱」の策定に併せて、その推進計画の一つである本計画の計画期間を平成 28 年度から平成 37 年度（令和 7 年度）までとして延長するとともに状況変化を加味した内容で改訂したところでありましたが、前述の状況を踏まえて現行計画の数値に反映させた上で、「第 3 次魚沼市財政計画」の再改訂を令和 5 年 3 月に行ったところでもあります。

本市の財政状況を見ると、財源の大半を地方交付税、市債、国県支出金などに依存している状況となっています。平成 17 年の国勢調査の結果 43,555 人だった人口が、令和 2 年には 34,483 人となり、今後も人口減少及び少子高齢化が一層進む見込みとなっており、税収増への道筋は見通しにくい状況が続きます。

なお、主要な財源である地方交付税については、合併時点では平成 27 年度から合併特例措置の通減が始まり、平成 32 年度までに段階的に圧縮されることに危機感を抱いておりましたが、その懸念されていた減額幅については、他の要因（項目）によって基準財政需要額の総額が引き上げられたこともあって、予想されたほどには影響を受けない結果となっております。

いわゆる「ふるさと納税」については、取扱サイトの追加による効果もあって、新たな財源として近年大幅な伸びを見せておりますが、専用基金において管理していることもあって入出金の予算措置により、財政規模が大きく膨らんでおります。

市制施行以降、実施を控えてきた大型普通建設事業や公共施設の統廃合に伴う不用施設の解体事業については、国の補助事業、過疎対策事業債や令和 6 年度末の合併特例事業債の発行可能期間内にできる限り取り組んできました。現時点では、過疎対策事業債や合併特例事業債など、基準財政需要額の措置対象として有利な起債を中心に借り入れたことにより、財政指標値自体の悪化は今のところ表れておりませんが、引き続き注視していく必要があります。

人口減少や少子高齢化が加速し、今後行政需要はより一層多様化への対応が求められていることに加え、将来の安定した行財政運営を行うためには、事務事業の見直しによる歳出削減のほか、公共施設の維持管理経費の縮減に向けて集約化や複合化を一層進めることが不可欠です。公共施設関連では、合併以降最大規模の大型事業となる新ごみ処理場の改築が目前に迫っています。また、小中学校の統合に関する議論も始まりました。これらの公共施設以外の施設についても、今後市民の皆様や市議会での議論の中で、検討を進める必要があります。

この度、「第 3 次魚沼市財政計画」の計画期間の最終年度を迎え、また「第三次魚沼市総合計画」及び「第 4 次魚沼市行政改革大綱」の策定に併せて、今後 10 年間の本市の持続可能な財政運営の指針として、「第 4 次魚沼市財政計画」を策定するものであります。

## I 計画策定の基本的な考え方

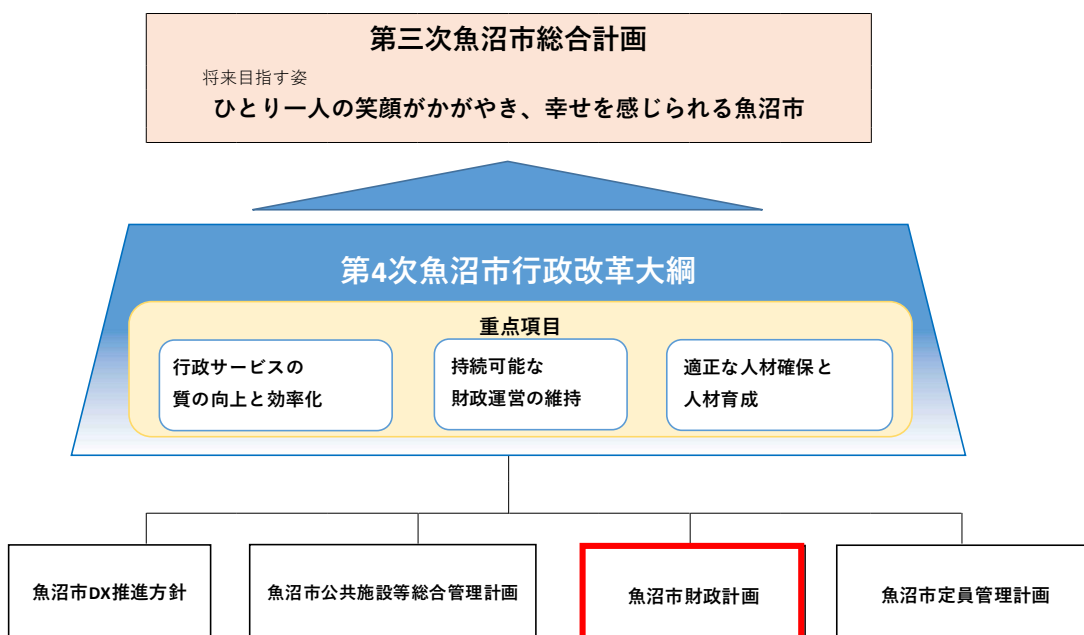
### 1 計画策定の背景と目的

令和7年度末までを計画期間としている「第3次魚沼市財政計画」が終期を迎えることから、令和8年度以降の将来にわたって安定的な財政運営ができるよう、今後10年間を見通した財政計画を策定するものです。

なお、本計画は、「第4次魚沼市行政改革大綱」（以下「行政改革大綱」という。）に基づく推進計画として位置付けます。

- ・ 将来の財政運営の健全性を確保するため、中期的な財政収支の見直しを行い、目標等を明らかにします。
- ・ 「第三次魚沼市総合計画」（以下「総合計画」という。）に定められている施策及び事業を実施していく上での財源的な裏付けを図ります。
- ・ 市民、職員等に対する財政状況の提供手段として位置付けます。

#### 「第4次魚沼市行政改革大綱」 体系図



### 2 計画期間及び対象会計

(1) 計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、初期からの5年を前期計画、残期間を後期計画とします。

- ・ 前期財政計画：令和8年度～令和12年度
- ・ 後期財政計画：令和13年度～令和17年度

(2) 計画の対象会計は、普通会計（一般会計）とします。

### 3 計画の策定方法

現行制度に基づき、歳入については予算科目別、歳出については性質別に分類し、それぞれの年度当初予算ベースで推計します。

また、「行政改革大綱」等に掲げる取組を着実に実行するとともに、事務事業の不断の見直しや基金の活用など、財源不足の解消に向けた取組を総合的に推進し、予算編成同様、収支のバランスを保つことを基本とします。

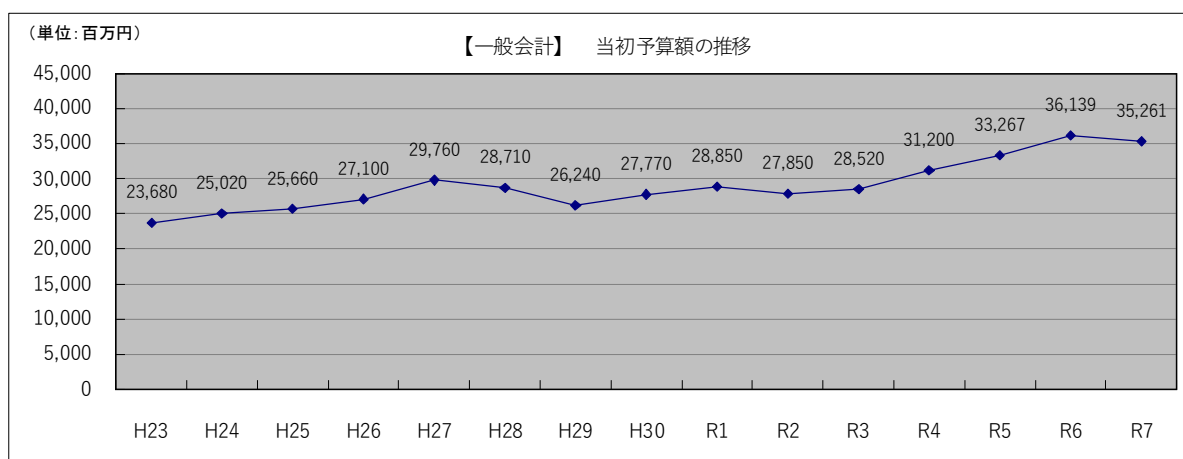
なお、年度当初予算ベースの計画であるため、前年度からの繰越事業費を含む決算数値とは、大幅な乖離を生じる可能性があります。

### 4 計画の見直し

国の制度改正や社会情勢の変化に加え、決算状況や予算編成方針等に併せて調整するとともに、総合計画等の各種計画の進捗状況を踏まえ、適宜、時点修正を行うこととします。

## II 過去の財政状況

初めに、平成 23 年度以降の一般会計当初予算額の推移をみると、新型コロナウイルス感染症対策や国の経済対策事業の実施に加え、令和 6 年度末に発行期限を迎えた合併特例事業債を最大限活用して各種事業を進めたことや、資材価格や人件費高騰などの影響もあり、年々上昇傾向にあります。

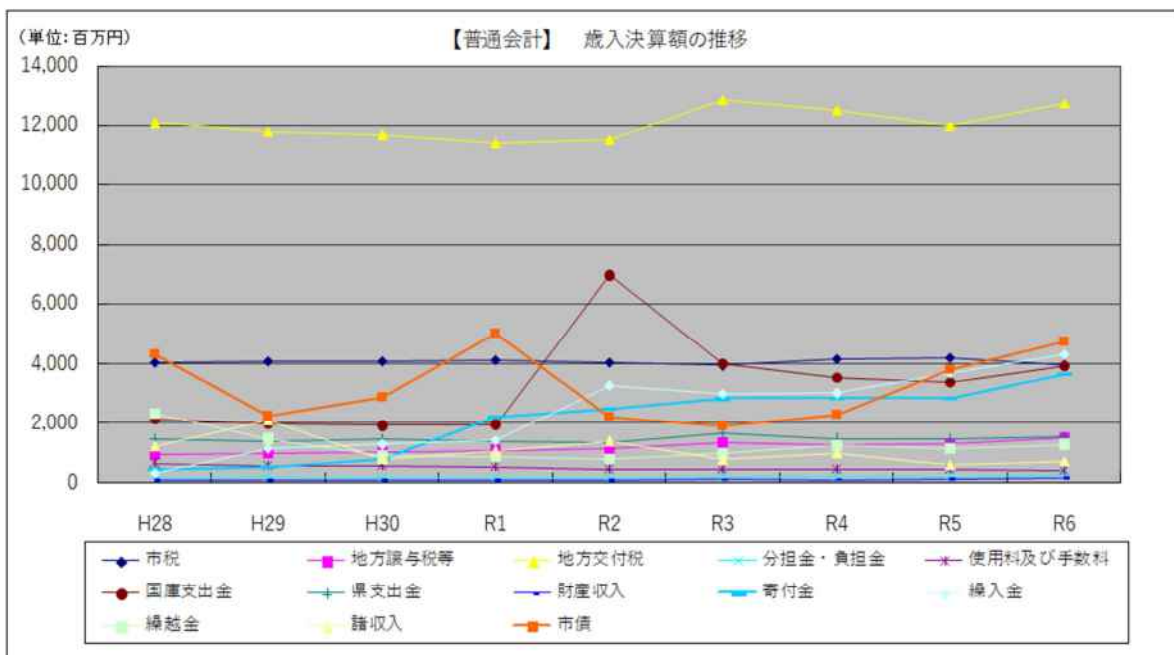
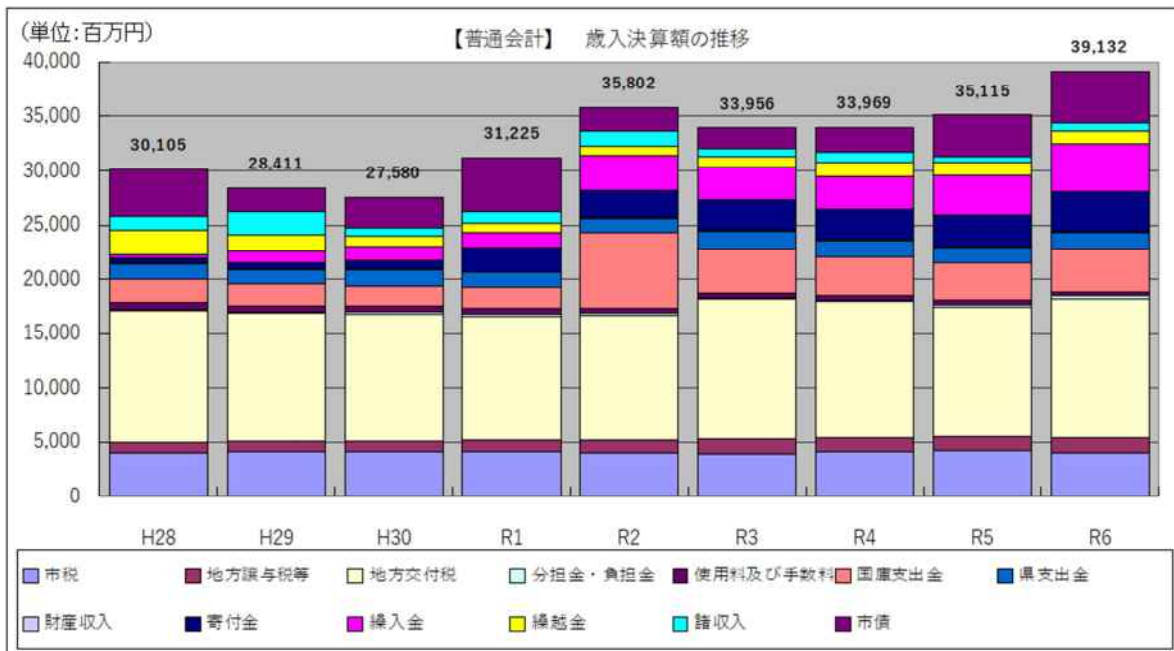


次に、「第3次魚沼市財政計画」(平成 28 年度～令和 6 年度)の普通会計における歳入歳出の決算額と内訳等の推移は次のとおりとなっています。

## 1 歳入歳出の推移

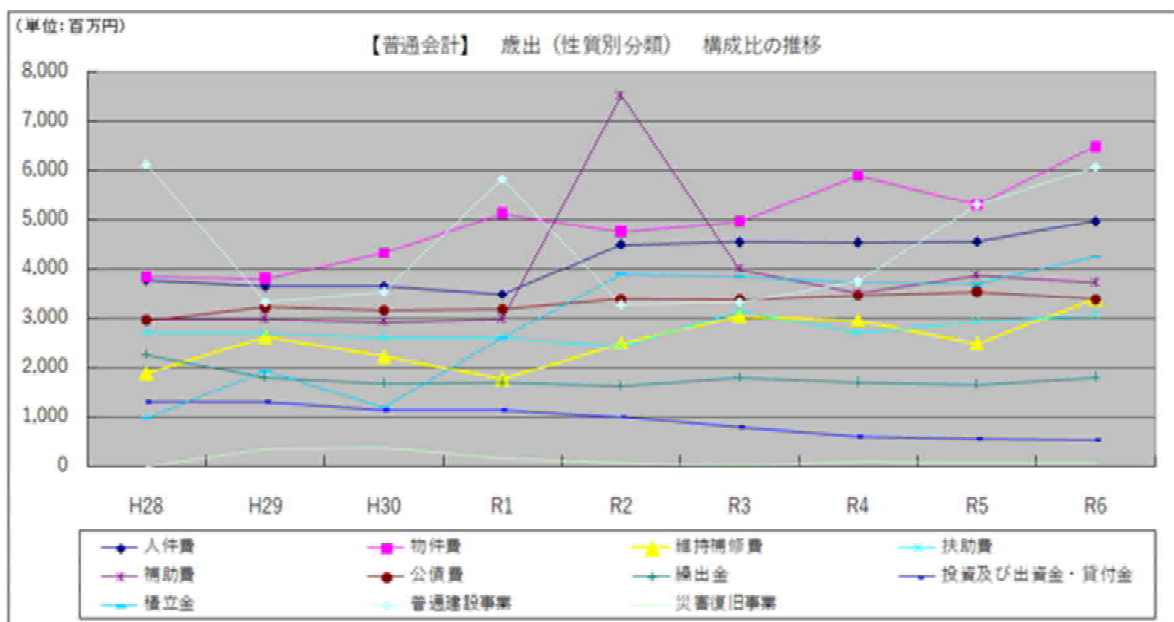
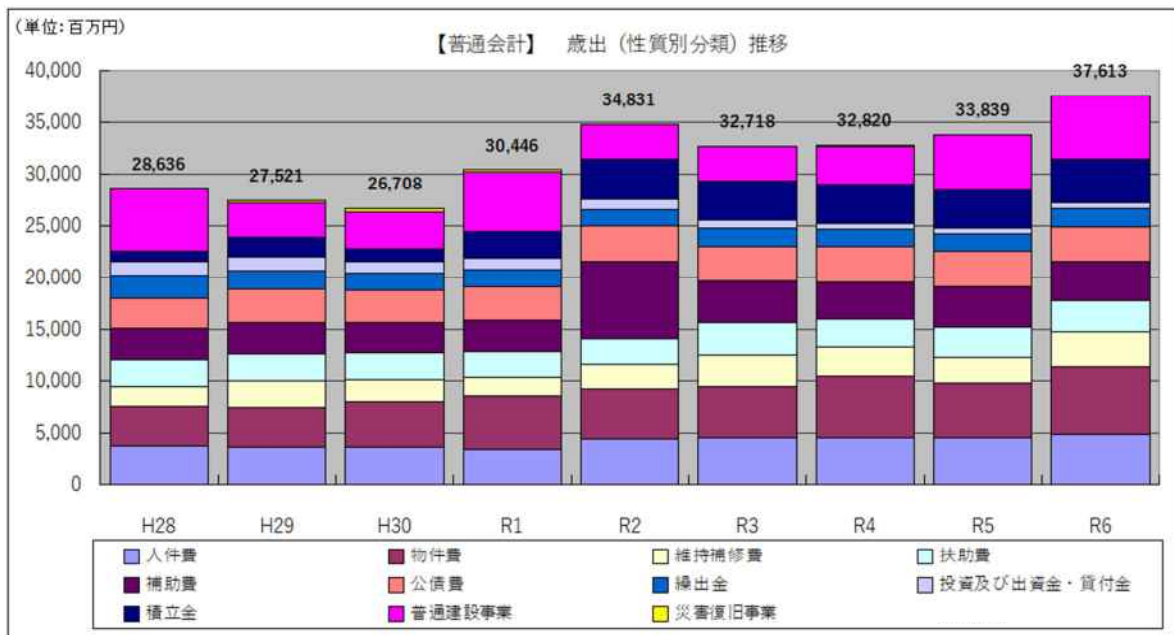
(1) 財政規模については、歳入ベースでは町村合併翌年の平成 17 年度から漸減していましたが、平成 20 年度に増加に転じ、その後は増減を繰り返してきました。

令和元年度から、いわゆる「ふるさと納税」が大幅な伸びを見せているほか、令和 2 年度からは新型コロナウイルス感染症対策として国庫支出金の増加が大きく影響しています。新型コロナウイルス感染症の猛威が落ち着いたことに伴い、消費者・事業者向けの経済対策が毎年進められてきたことなどにより、財政規模の増高が顕著に表れています。



(2) 歳出額における各年度の増減は、普通建設事業及び災害復旧事業の増減が大きく影響しています。加えて、「プレミアム付き商品券事業」や「特別定額給付金事業」など新型コロナウイルス感染症対策関連事業の実施により財政規模が大きく膨らんだ結果となりました。

新型コロナウイルス感染症の猛威が落ち着いて以降、国の経済対策事業が継続し実施されていることや、「ふるさと納税」の寄附の増加に伴い、返礼品等の関連経費が年々増加していることにより、財政規模が大きくなっています。また、令和2年度に会計年度任用職員制度が開始し、これまで物件費としていたところ、人件費に計上することとなったため、増加となりました。



## 2 地方交付税等の推移

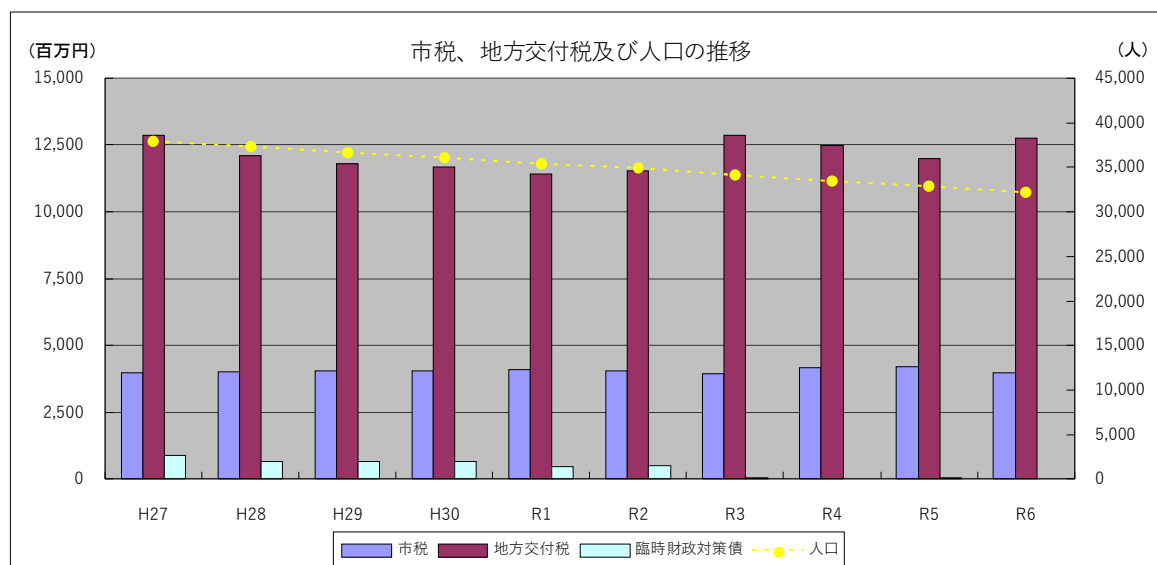
- (1) 地方交付税については、全国の市町村が一定水準の行政サービスを行えるよう、市町村の財政力に応じて国税から配分されるものです。

平成 27 年度から合併特例措置の逡減が始まりましたが、算定項目の見直しなどにより、減少幅自体は抑制されています。

なお、国の地方一般財源の不足に対処するため、平成 13 年度から発行されてきた「臨時財政対策債」については、令和 7 年度は新規発行されていません。



- (2) 市税については、平成 19 年度の約 44 億 1,700 万円がピークで、令和 6 年度は約 39 億 6,800 万円となりました。年によって増減はあるもののおおむね横ばいの状況となっています。

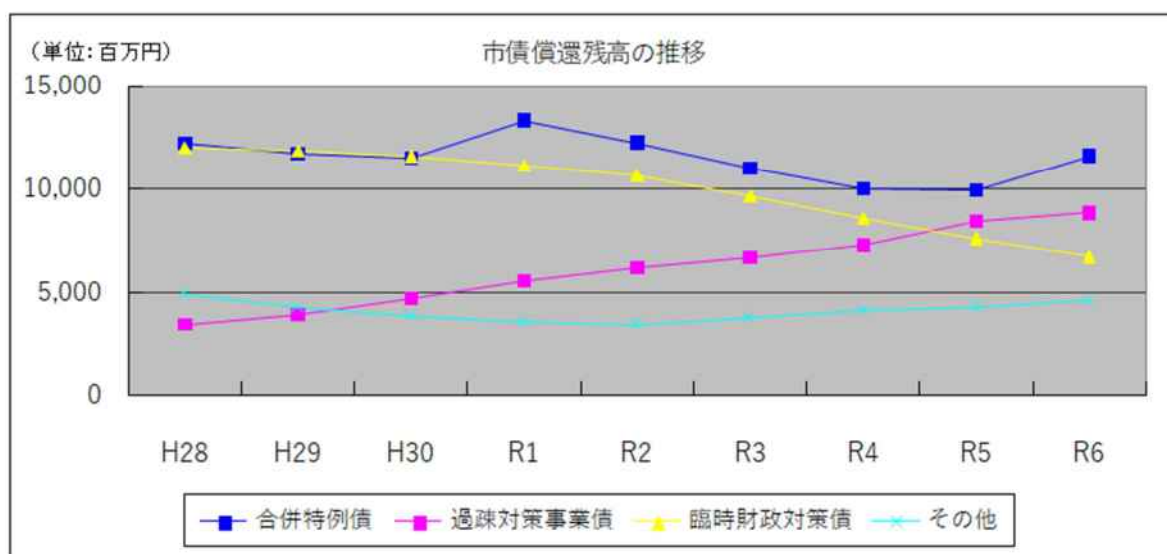
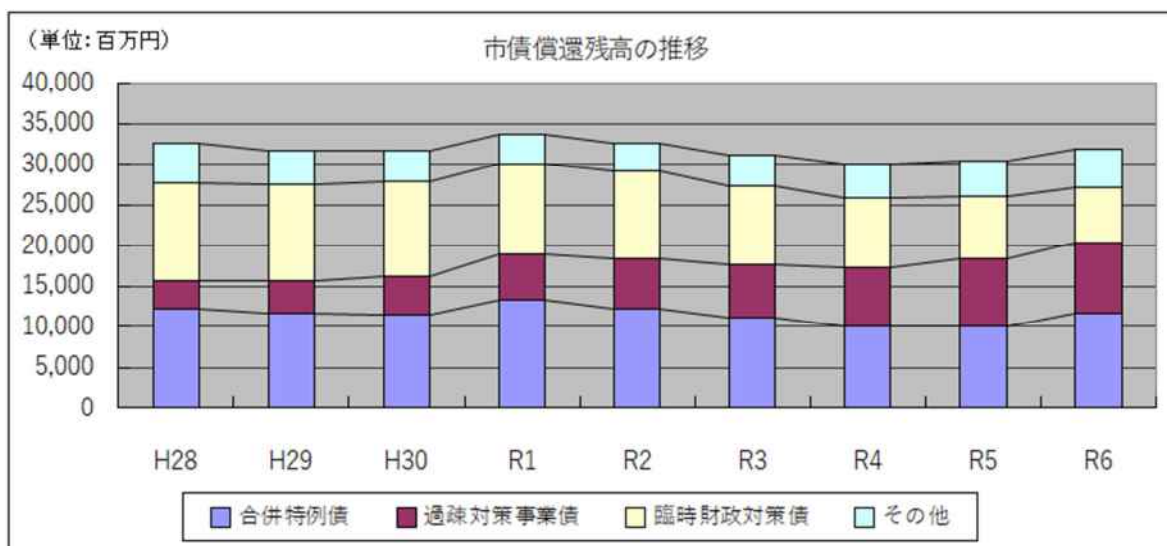


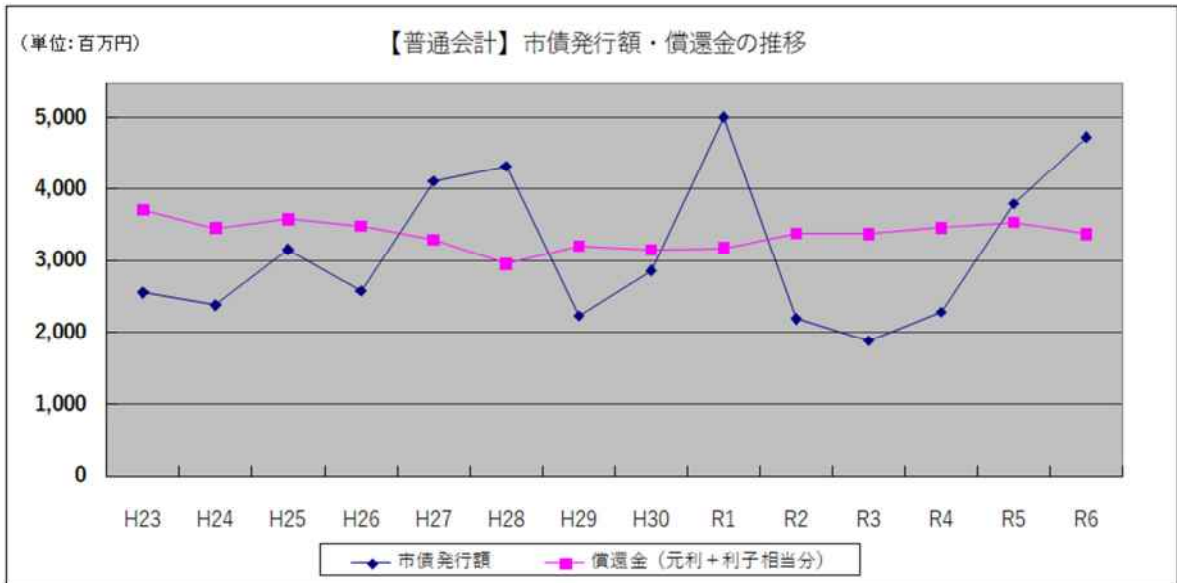
### 3 市債残高及び公債費の推移

市債の発行は、住民負担の世代間調整や財政負担の年度間の平準化といった意味があり、道路やその他公共施設等市民生活に欠かせない社会資本整備の財源とするものです。

安易な市債の活用は、将来の負担を増大させ財政を硬直化させることになるため、従来一定の抑制をしてきたことにより、市債残高及び公債費については減少傾向となっていました。しかし、近年は市役所本庁舎の建設や、旧庁舎の利活用などを進めたことなどから、令和4年度以降市債発行額が上昇傾向となりました。その後も、地域密着型介護老人福祉施設（ミニ特養）鮎の里の整備、養護老人ホーム南山荘や生涯学習センター「ここいら」の建設、小出郷福祉センターの解体、市道上ノ原27号線他道路改良工事を始めとした小出中心市街地における関連工事の実施などを進めてきていることから、今後も公債費の上昇傾向が続くことが見込まれています。

市債の発行（借入）に際しては、合併特例事業債（令和6年度末終了）や過疎対策事業債などの普通交付税の基準財政需要額に元利償還金の一部が措置される有利な起債の対象となるよう努めています。





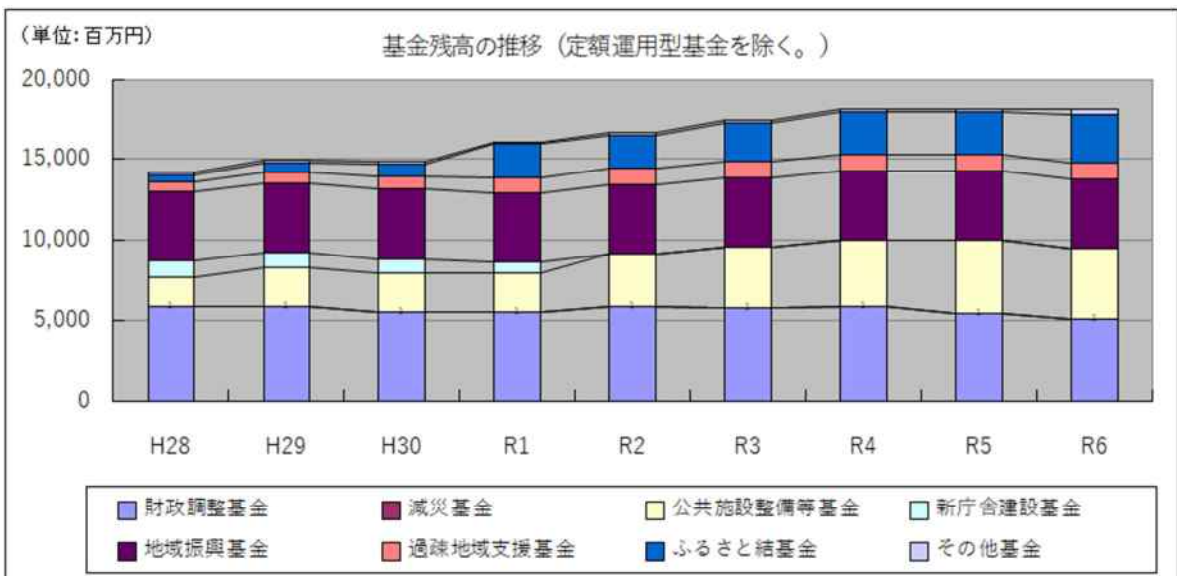
#### 4 基金残高の推移

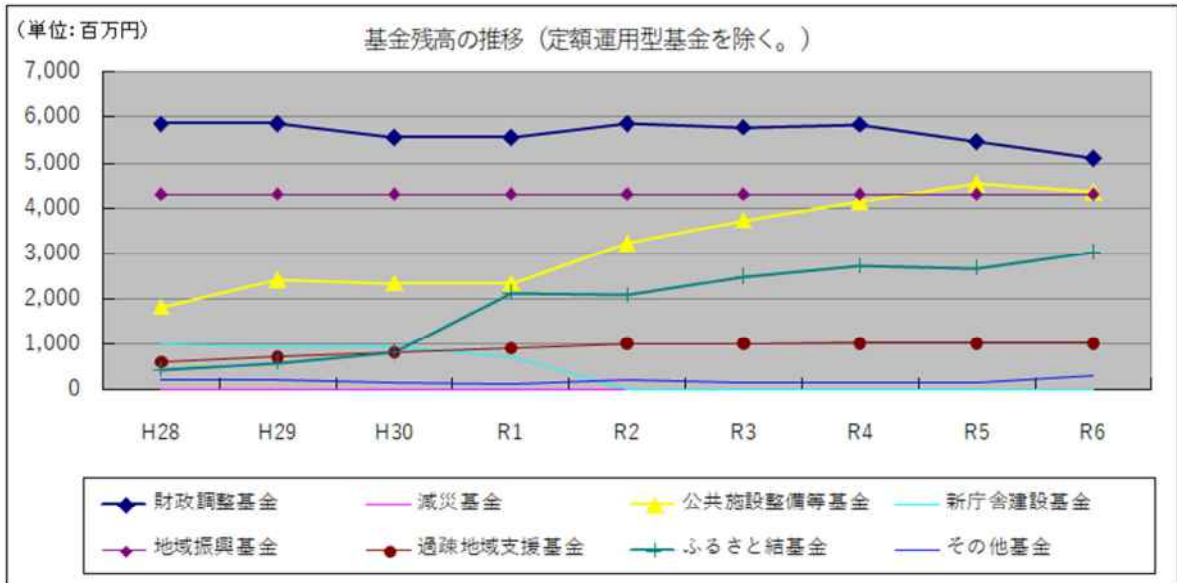
地方交付税等が一定の額を維持できたことや、決算時における歳入と歳出の差額（実質収支額）などを計画的に財政調整基金などに積み立ててきた結果、大幅に増加しています。

また、今後、将来に向けて計画される大型建設事業等や老朽施設・未利用施設の解体事業への充当財源の一部として活用する公共施設整備等基金への積み立てを進めてきました。

しかし、現在、新ごみ処理施設建設に向けて準備を進めていますが、稼働中のごみ処理施設である「エコプラント魚沼」の機能維持に係る修繕費用が高額となっていることや、その他の公共施設の修繕工事等に充当できる財源に限りがあり、財政調整基金及び公共施設整備等基金の取り崩しを行っているため減少傾向にあります。

このほか、いわゆる「ふるさと納税」を管理するための「ふるさと結基金」が、寄附金額の伸びに連動して同一年度中に執行（取崩）できなかった分について増加しているほか、市民からの篤志（寄附）を原資に積み立て、令和2年度に新たにスタートした「ふるさと回帰育英基金」などを新たに設置しました。

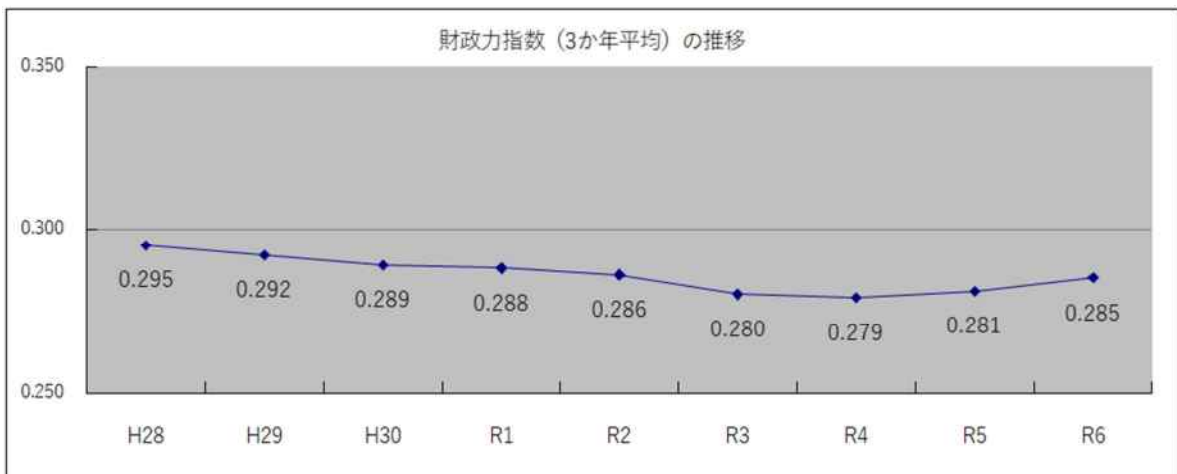




※ なお、この2つのグラフには、定額運用基金である「奨学基金」及び「医師等奨学基金」は含んでいません。また、令和2年度に設置した「ふるさと回帰育英基金」については、令和6年度末に定額運用基金から特定目的基金に変更しました。

## 5 財政力指数の推移

財政力指数は、財政力を判断する指標で、平均的な水準で行政を行う場合に必要とされる経費（基準財政需要額）と標準的な状態における税収入等（基準財政収入額）を比較して算出されるものです。この指標が1に近いほど財源に余裕があるものとされています。令和6年度決算では、3か年平均値は0.285 という結果で、県内20市の中では、下位に位置しています。



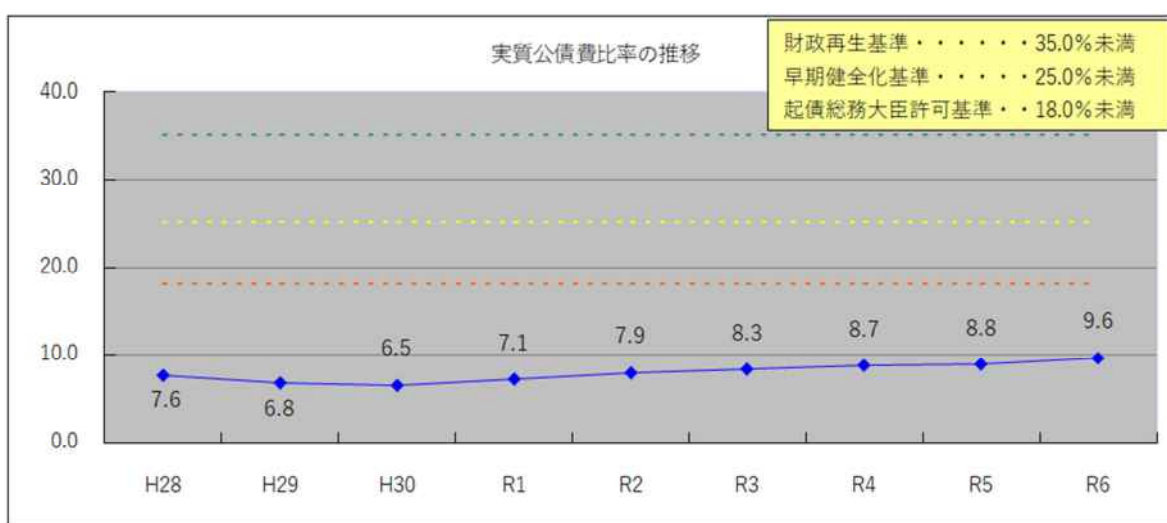
## 6 健全化判断比率等の推移

平成19年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成19年度決算以降は全ての地方自治体が健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられました。さらに、平成20年度決算からは早期健全化基準を超えた場合に財政健全化計画等の策定が義務付けられています。

本市では、普通建設事業の充当財源として市債を発行する際、合併特例事業債（令和6年度末終了）や過疎対策事業債などの普通交付税の基準財政需要額に元利償還金の一部が措置される有利な起債の対象となるように努めていることから、上記財政指標が市債発行額、公債費及び償還残高の変動に影響を受けにくい状況となっていることもあり、健全な状態を維持しています。こうした背景から、実質公債費比率、将来負担比率ともに良好な状態であり、県内20市の中では上位に位置しています。

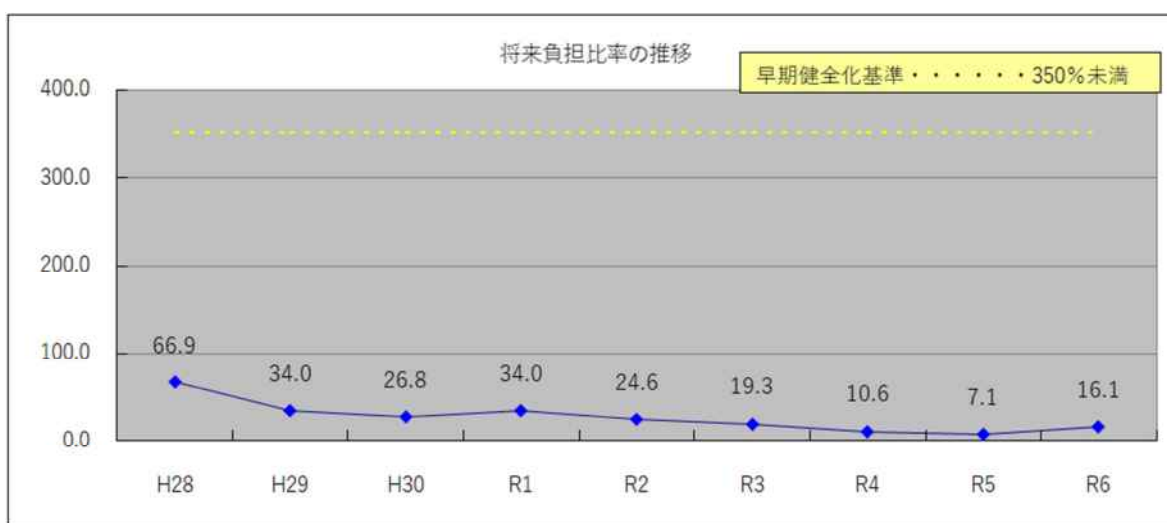
・**実質公債費比率**

収入に対する実質的な市債返済額など債務の割合を示す実質公債費比率は、25%が早期健全化基準、35%が財政再生基準となっています。また、18%を超えると国や県との許可がなければ市債の発行ができなくなり、25%を超えると起債を制限されることとなります。



・**将来負担比率**

一般会計等が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率は、350%が早期健全化基準となっています。この比率が高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高いと言われています。



### Ⅲ 更なる行財政改革の推進

#### 1 推計方法

財政見通しについては、直近の当初予算額等を基準に、下記の推計方法に基づき積算しています。現在、想定される範囲での各種制度改正などを加味していますが、あくまでも現行の地方財政制度を前提としています。財政見通しは計画的な財政運営を進めるための目安であり、今後の予算編成に当たっては、その時点での制度改正や地方財政対策等を踏まえ、具体的な内容を定めることとします。

令和8年度以降の数值は、令和6年度決算及び令和7年度予算をベースに推計しています。なお、前年度に決算余剰金が生じても繰越金には計上しない設定としています。

##### (1) 歳入

- ① 市税は、税目ごとに過去の実績及び令和5年度当初予算額をベースで推計しています。個人市民税は、人口減少や生産年齢人口の減少を加味して推計し、法人税は、物価高及び円安による企業収益の減少が見込まれるほか、評価額とともに減額傾向にある固定資産税については、令和3年度に行われた評価替えにおける変動率を参考に令和6年度の推計値を算定しています。
- ② 地方譲与税交付金を始めとした各種交付金は、過去の実績から令和7年度決算見込み額をベースに推計しています。
- ③ 地方交付税は、既に合併算定替による特例加算措置が終了し、令和2年度から一本算定となっていることから、国が示す直近の「地方財政計画」の変動要因を踏まえて推計しています。
- ④ 国県支出金は、現段階で把握可能な制度に基づき、歳出に連動させて推計しています。
- ⑤ 市債は、投資的経費等事業を勘案して推計しています。
- ⑥ 繰入金及び諸収入は、過去の実績及び事業実施に伴う基金取崩しによる繰入れを見込んで推計しています。

##### (2) 歳出

- ① 人件費は、「魚沼市定員管理計画」に基づく職員数を見込んで推計しています。
- ② 物件費は、昨今における物価高の影響による増額を見込んでいますが、全体的には減額していくよう推計しています。
- ③ 維持補修費は、改修時期を迎えた公共施設の修繕費及び資材価格高騰による増額を見込むとともに、平均的な降雪量であった令和4年度をベースに除雪費を見込んで推計しています。
- ④ 扶助費は、令和7年度当初予算額をベースに、近年の決算額の推移・伸び率を参考に推計しています。
- ⑤ 補助費等は、経済対策を始めとして地域人財の確保・育成策のほか、政策的医療交付金など、近年、漸増傾向にあることを考慮した上で、令和7年度当初予算額をベースに、昨今における物価高の影響による増額を加味していますが、全体的には減額していくよう推計しています。
- ⑥ 公債費は、既発債分に係る償還計画額に加えて、今後予定している投資的経費等への充当債に係る償還見込額を推計しています。

- ⑦ 投資的経費については、町村合併以後これまでの間に積み残してきた課題である公共施設の統廃合及び跡利用の事業を次世代に先送りしないために、できる限り元利償還金の一部が地方交付税措置される有利な地方債（以下「有利債」という。）を活用することとし、新ごみ処理施設の整備などに係る事業費を考慮し、推計しています。
- ⑧ 積立金は、近年増加しているいわゆる“ふるさと納税”を管理するための「ふるさと結基金」への積立（入金）額を令和7年度決算見込額を基に推計しています。
- ⑨ 投資及び出資は、企業会計（病院、水道、下水道）への繰出金を推計しています。また、貸付金は近年の実績値を基に推計しています。
- ⑩ 繰出金は、特別会計（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険）へのそれぞれの繰出基準に沿った金額を推計しています。

## 2 財政見通しの概要

歳入では、令和元年度から3年にわたって経済活動に制約を与えてきた新型コロナウイルス感染症のほか、不安定な海外情勢に端を発した燃料費・電気料や各種物価の急激な高騰による地域産業への影響、加えて、少子高齢化による生産年齢人口の減少などにより市税の増加を見込むことが難しい状況にあります。

また、人件費や資材費などの物価高騰が進んでおり、国においては物価高騰を上回る賃金水準の実現に向かって様々な施策に取り組んでいるところであり、今後の「地方財政計画」の動向が掴みにくい状況にあることから、一般財源の総額は伸び悩むものと思われま。一方、普通建設事業に充当する市債などの特定財源については一定額を確保できるものと見込んでいますが、令和6年度末をもって合併特例事業債の発行可能期限が終了したことから、今後市債の発行についてはこれまで以上に慎重に対応することが求められます。これらの特定財源の充当残部分とともに一般財源の不足部分については、積立金の取崩し（基金繰入金）に頼らざるを得ず、財政調整基金残高の目減りが予測されます。

歳出では、人件費については、令和5年度からの職員の定年引上げが段階的に始まっていること、全国的な賃金上昇が進むと予測されることから、人件費の増額が避けられない状況にあります。

また、昨今の燃料費・電気料や各種物価の急激な高騰は、物件費や維持補修費を始めとして一般的に費用が増額する傾向にあります。

以上により、収支では、一般財源の不足が懸念されるところですが、公共施設の統廃合や民営化を進めることと併せて、より一層の経常経費の節減に向けた工夫に努めるとともに、ふるさと納税の拡大に向けた取組を進めながら、最終的な収支不足額については基金の取崩しによって一般財源を確保し対応することとします。

## 3 行財政改革の推進

「第4次魚沼市行政改革大綱」に定める行財政改革を全庁一丸となって推進するとともに、全ての事務事業の見直しによる歳出削減や市税等の収納率向上対策など歳入確保にも取り組み、財源不足の解消に向けた施策や取組を推進し、収支のバランスを図ることを基本とします。

また、歳入規模に見合った歳出構造への転換を図り、社会情勢の変化に柔軟に対応できる財政基盤を目指し、財政調整基金の取崩しを行わなくとも収支の均衡がとれる財政体質を確立します。

限られた財源の中で、複雑・多様化する市民ニーズに適切に対応するため、全ての事務

事業について、常にコスト意識を持ち、より効率的な事務事業の進め方を模索し、見直しを行うことにより一層の経費の削減・合理化を図るとともに、無駄や誤りのない執行に努めながら財政規律の厳格化を進めていきます。

(1) 自主財源の確保

- ① 市税、負担金等の自主財源の確保に当たっては、市民負担の公平性の確保及び受益者負担の適正化の観点から、納期内納付の促進や滞納処分の強化を図るなど、収納率向上に最善の努力を行います。
- ② 公の施設の使用料については、令和7年度に見直しを行いました。今後も定期的な検証を行うとともに、減免基準等の見直しなど適正な使用料の確保を図ります。
- ③ ふるさと納税（寄附金）の更なる拡大に向けて、専用ポータルサイトへの掲載の追加を進めるとともに、情報発信力の強化に取り組みます。

(2) 経常的経費の縮減

- ① 支出補助金の削減等
  - ・ 補助制度の目的や趣旨に立ち返り、補助金支出の根拠となる公益性及び効果、必要性等について改めて検証の上、削減を実施します。
  - ・ 補助制度の廃止又は統合、補助率、補助額、終期設定等見直しを行うとともに、交付先の収支（余剰金）状況等を調査し、適正化を図ります。
- ② 公共工事のコスト削減等
  - ・ 安全性や耐久性を確保しつつ、事業の目的や効果を損なわない範囲で施設規模、設備内容などを見直し、全事業を対象としたコスト削減を行います。
  - ・ 労務単価や建設資材については、適切に見積もります。
  - ・ 公共工事の実施に当たっては、当該事業の有効性や計画的な実施が確保されているか、投資的効果を検討し、事業を行います。
- ③ 扶助費関連支出の見直し
  - ・ 市単独事業や国・県制度を拡充している「いわゆる上乗せ、横だし事業」を中心に、真に福祉を必要とする人に対する給付となっているか、その有効性や適格性を客観的に判断するなど制度全般を見直し、持続可能な制度設計に努めます。
- ④ 施設等維持管理経費の縮減
  - ・ 施設管理や機械設備保守管理等の長期継続契約以外の通年委託については、入札による契約を徹底するほか、慣例によらず思い切った仕様の見直しを行い、競争原理の更なる導入を図ります。
  - ・ 公共施設の老朽化の進展により、維持補修に係る修繕や改修工事費が高額となっていることから、公共施設の使用状況や老朽化状況等を総合的に勘案した上で、用途廃止、集約化、複合化、除却を進めていきます。
- ⑤ 新規事業に伴う事業の見直し・廃止
  - ・ 新規事業の実施に当たっては、他の事業内容の精査を併せて行い、見直しや廃止できる事業がないか検討し、より効果的な実施内容となるよう取り組みます。

(3) 特別会計等の自立性の確保

- ① 特別・企業会計の経営改善・自立化
  - ・ 「独立採算」を基本とする特別会計・企業会計の経営改善に向け、受益者負担を前提とした歳入の確保に努めるとともに、適正な事業の運営を図り、一般会計からの繰

入金は、制度上の基準額以内を基本とし最大限の縮減に努めていきます。

## ② 外郭団体等の自立化

- ・ 外郭団体等に係る補助金、業務委託料等の予算要求については、当該団体の業務内容、当該団体の収支等の財政状況を再確認し、そのあり方及び事業手法等についての見直しを主体的に行い、その結果を当該予算編成に反映させていきます。
- ・ 委託事業については、事業の主体は市であることを再認識し、各所管において主体的に外郭団体の予算編成に関わりを持ちます。
- ・ 予算要求課は、外郭団体等が積極的に自主財源の確保に努め、経営の健全化・安定化が図られるように働きかけていきます。

## 4 取り組むべき課題

本市の財政見通しは、各年度において、歳出に対して歳入が不足していますが、試算ベースが予算であることから、各年度の決算において見込まれる余剰金を充当することにより補っている状況にあります。

昨今の経済状況や社会情勢は著しく変化していることから、それらの財政運営に及ぼす影響等に柔軟に対応するとともに、時代の変化に伴う新たな行政需要にも的確に対応する必要があります。また、国においては、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇の実現に向けて、各種施策を展開することとしています。一方、物価上昇については今後も続いていくことが想定されるため、物件費、維持補修費や投資的経費にあつては、更なる経費の上昇が見込まれています。

しかし、一般財源の大幅な増加が見込めない中、市政運営を停滞させることなく適切に対応しなければならないことから、不測の事態に対応できる財源の確保に努めることも重要になっています。新ごみ処理施設の建設に当たり、近年の資材価格や賃金の上昇により工事費が増高傾向にあることから、多額の市債の発行が見込まれていることに起因して、義務的経費の増加といった財政構造硬直化が懸念されていることに加え、有利債の今後の動向が不透明であるため、市債の活用については慎重な対応が求められています。新ごみ処理施設関連工事などの特殊事情を除き、原則として当年度における公債費を超える新規の起債発行を抑制するよう努める必要があります。

これらのことから、将来にわたって安定した財政運営を可能にするため、収支の均衡がとれる財務体質を確立する必要があります。

## 5 目標値の設定

将来にわたって持続可能な自治体運営を目指し、現在の財政状況を踏まえた中で将来の収入見込みと財政需要を中長期の期間で推計することにより、公債費など将来負担となる経費を予測し、中長期的視点に立った財政運営を進めるため、財政規律となる財政指標の数値目標を、次のとおり設定しました。

### (1) 予算規模・一般財源

	【参考】令和7年度予算額	令和17年度目標額
一般会計当初予算額	352.6億円	307.6億円
うち、一般財源	192.3億円	171.1億円

(2) 財政健全化判断比率

	【参考】令和6年度実績値	令和17年度目標値
実質公債費比率	9.6%	15.0%未満
将来負担比率	16.1%	100.0%未満

